

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 22 日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

下水道管渠内作業における安全の確保について

令和 2 年 10 月 20 日（火）、茨城県土浦市において、下水道管渠内の汚泥除去作業中に委託先作業員 2 名が硫化水素中毒と疑われる死因により、マンホール内で死亡する事故が発生しました。

本事案の詳細については関係機関により現在調査中ですが、各下水道管理者におかれましては、下水道管渠内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）、「下水道維持管理指針 総論編 マネジメント編－2014 年版－」（平成 26 年 9 月（公社）日本下水道協会）第 3 章第 4 節「管路施設の労働安全衛生対策」及び「下水道管きよ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成 14 年 4 月、下水道管きよ内作業安全管理委員会）等に基づき、酸素欠乏症等の対策に関して委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いいたします。